

# 資料2 各審議会等の概要

(資料2-1 茨城県原子力審議会)

## ① 茨城県原子力審議会関連条例、規則

茨城県行政組織条例 (抜粋)

### 第4章 付属機関

(設置及び担任事項)

第22条 知事(教育委員会の付属機関にあっては、教育委員会。以下この章(第26条の2第1項を除く。)において同じ。)の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行なうため、県に別表の左欄に掲げる付属機関を置く。

2 付属機関の担任事項は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

(委員及び臨時委員の設置)

第23条 付属機関に委員をおく。

2 臨時又は特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員をおくことができる。

(委員及び臨時委員の任命、任期等)

第24条 委員及び臨時委員は、関係公務員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、茨城県特別職報酬等審議会の委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもつて解任されるものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該臨時又は特別の事項の調査審議等が終了したときは、その職を失うものとする。当該付属機関の他の委員の任期が満了したときも、また同様とする。

5 前3項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員及び臨時委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

6 委員の定数が増加したため、あらたに就任した委員の任期は、当該付属機関の他の委員の任期満了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第25条 付属機関に委員長及び副委員長各1人をおく。ただし、付属機関において、必要があるときは、副委員長の定数を増加することができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統理し、付属機関を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 付属機関の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項は、知事が定める。

別表

1 知事の附属機関

附属機関名	担 任 事 項
茨城県原子力審議会	次の事項を調査審議すること。 1. 原子力施策の基本方針 2. 原子力の開発及び利用促進 3. 放射線障害の防止対策 4. その他原子力に関し必要な事項

## 茨城県原子力審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第27条の規定に基づき茨城県原子力審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数等を定めるものとする。

### (委員の定数)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、25人以内とする。

### (委員の任命範囲)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係市町村の長

### (組織)

第4条 審議会に副委員長2人をおく。

第5条 審議会は、専門的事項を調査審議するため、必要に応じ部会をおく。

- 2 部会の設置並びにその名称、担任事項及び部会委員の選出方法等は、審議会が定める。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人をおき、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (幹事)

第6条 審議会に幹事若干人をおく。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は審議会が定める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

## ② 茨城県原子力審議会委員名簿

令和6年6月28日現在

氏名	職名
内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長
内山 洋司	筑波大学名誉教授
海野 透	県議会議員
大谷 明	ひたちなか市長
笹島 律夫	茨城産業会議議長
小川 春樹	日立市長
岸田 一夫	鉾田市長
國井 豊	大洗町長
小泉 周司	県議会議員
下路 健次郎	県議会議員
松崎 信夫	茨城県医師会会長
田山東湖	県議会議員
飛田 正美	茨城沿海地区漁業協同組合連合会代表理事長
沼田 安広	茨城新聞社代表取締役社長
長谷川 重幸	県議会議員
古田 一雄	東京大学名誉教授
真家 栄子	茨城県食生活改善推進員協議会会長
先崎 光	那珂市長
宮下 由香里	産業技術総合研究所 地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 総括研究主幹
森田 冴子	弁護士
八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長
山田 修	東海村長

### ③ 茨城県原子力審議会開催状況

#### ○諮問・答申の状況

議 題	諮 問 日	答 申 日
○ 原子力行政上の諸問題について ・ 原子力施設地帯整備の促進方策、原子力施設と本県産業との関連	昭和 36 年 12 月 20 日	昭和 37 年 4 月 24 日
○ 原子力行政上の諸問題について ・ 原子力施設地帯整備計画、原研大洗研究所建設計画、放射線監視対策	昭和 36 年 12 月 20 日	昭和 38 年 5 月 31 日
○ 核燃料再処理施設と周辺環境との関連について ・ 地点選定理由、周辺環境の安全管理、周辺地域との関連、地域への経済効果	昭和 41 年 2 月 23 日	昭和 42 年 5 月 8 日
○ 原子力に関する安全確保上の措置について ・ 関係法規の整備状況、許認可事項の一部県への移管及び協議、放射線監視委員会の設置	昭和 42 年 5 月 18 日	昭和 43 年 1 月 31 日
○ アイソトープ等の本県産業への利用方策について ・ R I 利用開発の現況、本県産業への利用方策	昭和 43 年 10 月 25 日	昭和 44 年 8 月 18 日
○ 原子力施設地帯整備補正計画について ・ 地帯整備基本計画（東海村周辺：昭和 40 年策定、大洗町周辺：昭和 41 年策定）の補正 5 年計画	昭和 45 年 6 月 16 日	昭和 45 年 10 月 22 日
○ 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置に対する地域としての対処方策について ・ 安全対策の充実と環境保全、地域社会の福祉の向上	昭和 47 年 2 月 25 日	昭和 47 年 11 月 30 日
○ 日本原子力研究所（現機構）が建設しようとする核融合研究施設に係る環境の安全性について ・ 安全確保に関する措置、放射線監視体制の整備、広報啓発の充実、周辺環境の整備	昭和 53 年 8 月 1 日	昭和 53 年 8 月 23 日
○ 核燃料サイクル開発機構東海（現機構サイクル研）再処理施設に係る運転再開について ・ 東海再処理施設の重要性、安全性	平成 12 年 7 月 24 日	平成 12 年 10 月 30 日

#### ○審議・報告の状況（昭和 53 年以降）

区分	議 題	審議・報告日
報告	・ 核融合研究施設（J T - 6 0）の現状について ・ 原子力安全行政体制の強化について ・ T M I 事故の現地調査結果について	昭和 55 年 2 月 26 日
報告	・ 昭和 56 年度茨城県東海地区原子力防災訓練の結果について ・ 核融合研究施設（J T - 6 0）の現状について	昭和 57 年 3 月 31 日

審議	臨界プラズマ試験装置（J T - 6 0）における重水素使用計画について	平成元年3月16日
審議	臨界プラズマ試験装置（J T - 6 0）の安全性について	平成元年10月27日
報告	・本県の原子力安全行政の現状について ・国際熱核融合実験炉（I T E R）の工学設計活動について ・核燃料サイクルについて	平成5年3月23日
審議	・リサイクル機器試験施設の建設計画について（旧動燃東海） ・廃棄物埋設実地試験施設の建設計画について（旧原研東海）	平成5年11月29日
報告	平成5年度原子力防災訓練実施結果	
報告	・本県の原子力安全行政の現状について ・原子力開発利用長期計画の見直しについて	平成6年6月21日
審議	高速実験炉「常陽」の改造計画について（旧動燃大洗）	平成7年7月26日
報告	旧動燃東海事業所アスファルト固化処理施設火災・爆発事故について	平成9年3月21日
報告	J C O 臨界事故の状況について	平成11年10月21日
審議	東海発電所の廃止措置計画について（原電）	平成13年11月20日
報告	・「常陽」メンテナンス建家の火災事故について ・東海再処理施設の運転状況について	
審議	大強度陽子加速器計画について（旧原研東海）	平成14年2月25日
報告	県サイエンスフロンティア21構想について	
報告	原子力発電所不正問題について	平成15年2月21日
報告	・東海発電所の廃止措置計画の進捗状況について（原電東海） ・大強度陽子加速器計画の進捗状況について（旧原研東海）	平成17年2月1日
審議	日本原子力研究開発機構について	平成17年9月22日
審議	日本原子力発電株式会社東海発電所に係る廃止措置計画について	平成18年7月21日
報告	・新潟県中越沖地震を踏まえた原子力施設の安全確保に関する検討状況について ・大強度陽子加速器計画の進捗状況について	平成20年2月25日
報告	・大強度陽子加速器施設（J - P A R C）の利用計画について ・J M T R の改修計画について ・J T - 6 0 の改修計画について	平成21年2月4日
報告	・独立行政法人放射線医学総合研究所放射線防護研究センター那珂湊支所の廃止措置計画について ・独立行政法人日本原子力研究開発機構による産学連携の現状について ・大強度陽子加速器施設（J - P A R C）の現状について ・茨城県が実施した原子力施設の高経年化対策の評価結果について	平成22年2月19日
審議	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）の廃止措置計画について	平成30年1月31日 平成30年3月29日

※ 平成23年5月20日に茨城県原子力審議会及び茨城県東海地区環境放射線監視委員会の合同会議を開催し、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に係る県の対応状況及び原電東海第二発電所の緊急安全対策について報告した。

## ① 茨城県原子力安全対策委員会要綱

### (設置)

第1条 本県における原子力の安全対策を技術的専門的に調査検討するため、茨城県原子力安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成、選任及び任期)

第2条 委員会は、委員14名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者の中から知事が選任する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期が満了した場合にあっても、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うものとする。
- 5 臨時又は特別の事項を調査検討するために、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員の任期は、当該臨時又は特別の調査検討等が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人をおく。

- (1) 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- (2) 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (業務)

第4条 委員会は、原子力の安全対策に関する次の事項について、調査検討し、知事に報告する。

- (1) 原子力施設周辺の環境安全
  - (2) 原子力施設の安全性
  - (3) 原子力関係の防災
  - (4) その他
- 2 委員会は、原子力災害が発生したときは、知事の求めに応じ速やかに応急対策等に係る指導、助言を行う。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が召集する。

- 2 委員会は、一部の委員による会議を開くことができる。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会は、原子力の安全対策に関する特定の課題について調査検討する必要があると認めるときは、その決定により、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、委員及び臨時委員で構成する。
- 3 ワーキングチームに主査をおく。主査は、ワーキングチーム委員が互選する。
- 4 主査は、ワーキングチームに関する事務を処理し、ワーキングチームを代表する。
- 5 ワーキングチームは、主査が召集する。ただし、ワーキングチームの設置後最初に開かれる会議は、知事が召集する。
- 6 主査は、ワーキングチームにおける会議の議長となる。
- 7 ワーキングチームの議事は、出席したワーキングチーム委員の過半数で決する。
- 8 ワーキングチームの設置に係る調査検討等が終了したときは、委員会の決定により、当該ワーキングチームを廃止することができる。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキングチームの庶務は、原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングチームの運営等に関し必要な事項は知事が定める。

付 則

この要綱は、昭和54年10月16日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和56年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年5月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年5月27日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月6日から実施する。



## ②-1 茨城県原子力安全対策委員会委員名簿

令和6年4月1日現在

専門分野	氏名	職名
地震学	藤原 広行	国立研究開発法人防災科学技術研究所 マルチハザードリスク評価研究部門長
	宮下 由香里	産業技術総合研究所 地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 総括研究主幹
放射線障害	明石 眞言	東京医療保健大学東が丘・立川看護学部 教授
	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
原子炉工学	岡本 孝司	東京大学大学院工学系研究科 教授
	古田 一雄	東京大学 名誉教授
保全工学	出町 和之	東京大学大学院工学系研究科 准教授
核燃料工学	寺井 隆幸	東京大学 名誉教授
	桐島 陽	東北大学多元物質科学研究所 教授
環境放射線	塚田 祥文	福島大学環境放射能研究所 教授
安全工学	熊崎 美枝子	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授
構造工学	岩崎 篤	群馬大学 大学院 理工学府 知能機械創製部門 教授
建築構造地震工学	糸井 達哉	東京大学大学院工学系研究科 准教授
津波工学	越村 俊一	東北大学災害科学国際研究所 教授

## &lt;臨時委員&gt;

信頼性・機能安全工学 (電気・電子)	佐藤 吉信	東京海洋大学海洋工学部 元教授
原子力材料技術 (経年劣化評価)	西山 裕孝	日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター センター長
放射線管理	飯本 武志	東京大学環境安全本部 教授

## ②-2 茨城県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム委員名簿

令和6年4月1日現在

専門分野	氏名	職名
地震学	藤原 広行	国立研究開発法人防災科学技術研究所 マルチハザードリスク評価研究部門長
放射線障害	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
原子炉工学	古田 一雄	東京大学 名誉教授
環境放射能	塚田 祥文	福島大学環境放射能研究所 教授
安全工学	熊崎 美枝子	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
建築構造地震工学	糸井 達哉	東京大学大学院工学系研究科 准教授
保全工学	出町 和之	東京大学大学院工学系研究科 准教授
津波工学	越村 俊一	東北大学災害科学国際研究所 教授
信頼性・機能安全工学 (電気・電子)	佐藤 吉信	東京海洋大学海洋工学部 元教授
原子力材料技術 (経年劣化評価)	西山 裕孝	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター センター長

## ③ 茨城県原子力安全対策委員会開催状況 (平成 5 年以降)

議 題	開催年
廃棄物埋設実地試験施設： 旧原研東海	平成 5 年
J T - 6 0 施設中性子入射加熱装置の増設： 旧原研那珂	平成 6 年
高速実験炉「常陽」の改造計画【MK - III 計画】： 旧動燃大洗	平成 6 年
原子力施設の耐震安全性	平成 7 年
原子力防災訓練について	平成 7 年
アスファルト固化処理施設火災爆発事故： 旧動燃東海	平成 9 年～ 11 年
原子力施設の安全総点検結果【火災爆発対策】	平成 10 年
J C O 臨界事故に係る立入調査結果： J C O	平成 12 年
原子力施設の安全総点検結果【臨界安全対策】	平成 12 年
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (L W S F)： 旧サイクル東海	平成 12 年
大強度陽子加速器計画： 旧原研東海	平成 12 年～ 14 年
9 × 9 燃料の採用： 原電東海第二発電所	平成 13 年
東海発電所廃止措置計画： 原電東海発電所	平成 13 年、18 年
「常陽」メンテナンス建家火災事故： 旧サイクル大洗	平成 13 年
低放射性廃棄物処理技術開発施設 (L W T F)： 旧サイクル東海	平成 13 年
中部電力浜岡 1 号機配管破断事故に係る東海第二の対応： 原電東海第二発電所	平成 13 年～ 14 年
定格熱出力一定運転の導入： 原電東海第二発電所	平成 14 年
非常用炉心冷却系注水吹出口部品の欠落に伴う安全評価結果： 原電東海第二発電所	平成 16 年
関西電力株式会社美浜発電所配管破損事故を踏まえた県内原子炉施設に係る調査結果： 旧原研東海, 旧原研大洗, 旧サイクル大洗, 原電東海第二発電所	平成 16 年
第 21 回定期検査について： 原電東海第二発電所	平成 17 年
廃止措置計画について： 原電東海発電所	平成 18 年
第 22 回定期検査について： 原電東海第二発電所	平成 19 年
原子燃料工業株式会社東海事業所加工工場における不適切なウランの取扱いに係る原因及び対策について： 原燃工	平成 19 年
プルトニウム燃料第 1 開発室における火災について： 機構サイクル研	平成 22 年
新耐震設計審査指針に照らした原電東海第二発電所の耐震安全性評価について： 原電東海第二発電所	平成 22 年

議 題	開催年
東海第二発電所の安全性の確認について： 原電東海第二発電所	平成 23 年～
J-PARCハドロン実験施設における放射性物質の漏えいについて：機構原科研、高エネ研	平成 25 年～27年
東海再処理施設における高放射性廃液等の固化・安定化処理について： 機構サイクル研	平成26年～27年
東海第二発電所の安全対策について： 原電東海第二発電所	平成26年～
東海発電所 L3廃棄物埋設施設設計画について： 原電東海発電所	平成27年～
日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター燃料研究棟における管理区域内の汚染及び作業員の被ばく事故について	平成29年
核燃料施設等における新規制基準を踏まえた安全対策について	平成30年～
日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)の廃止措置計画について	平成30年～
日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の管理区域内での漏えいについて	令和 元年
日本原子力研究開発機構における安全管理等について	令和 2 年
日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉 (JMTR) 二次冷却システムの冷却塔倒壊について	令和 2 年
東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター研究棟の排気筒倒壊について	令和 2 年
量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所改修した J T-60施設 (J T-60SA関係)の安全対策について	令和 2 年
日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉 (JMTR) の廃止措置計画について	令和 3 年
日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所ガラス固化技術開発施設における溶融炉の更新について	令和 3 年
三菱原子燃料株式会社における加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案について	令和 4 年
大強度陽子加速器施設 (J-PARC) の変更に伴う安全対策について	令和 4 年
積水メディカル株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて	令和 4 年～5年
東海第二発電所安全性検討ワーキングチームの今後の取りまとめに向けた方針について	令和 5 年
大洗研究所高速実験炉「常陽」の新規制基準を踏まえた安全対策について	令和 5 年
大洗研究所廃棄物管理施設の新規制基準を踏まえた安全対策について	令和 5 年

## ① 茨城県東海地区環境放射線監視委員会要項

昭和46年10月15日	制 定
昭和53年 1月 9日	一部改正
昭和55年 5月19日	一部改正
昭和58年11月28日	一部改正
平成10年 4月 1日	一部改正
平成21年 3月27日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正
令和 4年 3月10日	一部改正

### 第1 目 的

東海地区及び大洗地区における原子力施設周辺の放射線監視を民主的に行うため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線監視計画の策定、放射線監視結果の検討、評価その他環境監視上必要な調査検討と併せて放射線監視結果の公表を行い、住民の安全と健康を確保するとともに原子力開発の健全な発展をはかる。

### 第2 所掌事務

1. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の策定  
地域全体としての組織的な放射線監視がなされるよう茨城県及び原子力事業所における環境放射線監視計画について総合的に検討を行い、本地区における放射線監視計画を策定する。
2. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の評価  
前記の放射線監視計画に基づき実施した放射線監視結果について検討評価を行う。
3. 放射性廃棄物の環境放出の検討  
原子力施設からの放射性廃棄物の放出量に関し、環境監視の見地から検討を行う。
4. 環境監視上必要な資料の収集及び調査  
環境監視上必要ある場合は、茨城県及び原子力事業所から関係資料の提出を求め、又は調査する。

### 第3 原子力規制委員会への連絡等

委員会の連絡等を受けて原子力規制委員会が措置を講じたときは、その措置結果を報告する。

### 第4 評価結果の公表

評価結果は、関係市町村及び関係団体に対し定期的に公表する。

### 第5 原子力規制委員会の措置の取り扱い

放射線監視計画の策定、監視結果の評価、放射性廃棄物の環境放出の検討及び環境監視上必要な調査を実施した場合は、その結果を原子力規制委員会原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所に連絡する。この場合において必要がある場合には、委員会の意見を付すものとする。

## 第6 組 織

### 1. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員 29 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。
  - ア 副知事
  - イ 関係市町村の長及び議長
  - ウ 県議会議員
  - エ 学識経験者
  - オ 専門部会の代表者
  - カ 県職員
- (3) 委員会に委員長及び副委員長 2 人をおく。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- (5) 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 2. 専門部会の構成

- (1) 委員会の下部機構として専門部会をおく。
- (2) 専門部会は、企画部会、調査部会及び評価部会とする。
- (3) 企画部会は、主として委員会の運営、調整及び国の関係機関への連絡並びに評価結果の公表等について協議検討する。
- (4) 調査部会は主として環境放射線監視計画の企画調整及び環境監視上必要な技術的調査事項について協議検討する。
- (5) 評価部会は、監視結果の定期的な評価について協議検討する。
- (6) 専門部会は、21 人以内をもって組織する。
- (7) 専門員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。
  - ア 学識経験者
  - イ 関係市町村長の推せんする者
  - ウ 県職員
  - エ 関係市町村職員
- (8) 専門部会に部会長をおく。
- (9) 部会長は、専門員が互選する。
- (10) 部会長は、専門部会に関する事務を処理し、専門部会を代表する。

### 3. 委員及び専門員の任期

- (1) 委員及び専門員の任期は 2 年とする。
- (2) 補欠の委員及び専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7 会 議

### 1. 委員会の会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- (3) 会議は、委員の数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (4) 会議の議事は出席した委員の過半数で決する。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(5) 委員会は、年 1 回開催するものとする。

ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

## 2. 専門部会の会議

(1) 専門部会の会議の招集、議長、定足数の決議については、委員会に関する規定を準用する。  
この場合、委員会は専門部会、委員長は部会長、委員は専門員と読み替える。

(2) 専門部会の開催は次による。

ア 企画部会及び調査部会は、それぞれ部会長が必要と認めたときに開催するものとする。

イ 評価部会は毎年 4 回開催する。

ただし、部会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

## 3. オブザーバーの参画

委員会及び専門部会には原子力規制委員会原子力規制庁職員、関係市町村職員及び原子力事業所職員をオブザーバーとして参画を求めることができる。

## 第 8 事務局

委員会の事務局を県におく。

## 第 9 経 費

必要な経費等については、県が措置する。

## 第 10 委 任

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

## 第 11 施行日

この要項は、昭和 46 年 10 月 15 日から施行する。

## ② 茨城県東海地区環境放射線監視委員会委員名簿

令和6年4月1日

氏名	役職名
海野透	茨城県議会議員
川津隆	〃
田山東湖	〃
下路健次郎	〃
小泉周司	〃
長谷川重幸	〃
山田修	東海村長
河野健一	東海村議会議員
國井豊	大洗町長
飯田英樹	大洗町議会議員
先崎光	那珂市長
木野広宣	那珂市議会議員
大谷明	ひたちなか市長
薄井宏安	ひたちなか市議会議員
高橋靖	水戸市長
小川春樹	日立市長
宮田達夫	常陸太田市長
小林宣夫	茨城町長
岸田一夫	鉾田市長
米野琢哉	(独)国立病院機構 水戸医療センター 院長
小佐古敏荘	東京大学名誉教授
鈴木元	保内郷メディカルクリニック 医師
亀田卓彦	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部長
関山剛	気象庁 気象研究所 全球大気海洋研究部第三研究室 主任研究官
風見晴夫	茨城県農業協同組合中央会 副会長
飛田正美	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事会長
飯塚博之	茨城県副知事
山崎剛	茨城県防災・危機管理部長
松本俊一	茨城県防災・危機管理部 環境放射線監視センター長

(※任期 令和7年(2025年)12月9日まで)



## ③ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会企画部会専門員名簿

令和6年6月1日

氏 名	役 職 名
平 根 忠 義	東海村村民生活部防災原子力安全課長
大 川 文 男	大洗町生活環境課長
秋 山 光 広	那珂市市民生活部防災課長
鈴 木 健 嗣	ひたちなか市市民生活部生活安全課長
小 野 幸 子	茨城県保健医療部保健政策課長
掛 札 巧	茨城県農林水産部 次長兼農業政策課長
川野辺 誠	茨城県農林水産部 次長兼漁政課長
山 崎 剛	茨城県防災・危機管理部長
山 口 雅 樹	茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課長

(※任期 令和8年(2026年)5月31日まで)

## ④ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会調査部会専門員名簿

令和6年6月1日

氏 名	役 職 名
小佐古 敏 荘	東京大学名誉教授
明 石 眞 言	東京医療保健大学東が丘・立川看護学部 教授
高 田 兵 衛	福島大学環境放射能研究所 准教授
立 花 章	茨城大学名誉教授
土 井 妙 子	元国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員
塚 田 祥 文	福島大学環境放射能研究所 教授
植 田 真 司	公益財団法人環境科学技術研究所 環境影響研究部 部長
丸 山 耕 一	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 共創推進部 福島再生支援課 主幹研究員
上 野 絵 里	茨城県保健医療部 衛生研究所長
山 口 雅 樹	茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課長
佐 藤 真由美	茨城県防災・危機管理部 環境放射線監視センター放射能部長

(※任期 令和8年(2026年)5月31日まで)

## ⑤ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会評価部会専門員名簿

令和6年4月1日

氏名	役職名
土尻 滋	東海村
永目 裕子	東海村
増山 貞吉	大洗町
大谷 隆志	大洗町
後藤 京子	那珂市
川又 武司	ひたちなか市
角田 恒巳	水戸市
中野 秀生	日立市
大友 昭敏	常陸太田市
清水 道雄	茨城町
井川 次男	鉾田市
田内 広	茨城大学理工学研究科教授
重信 裕弥	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部 放射能調査グループ 主任研究員
渡辺 嘉人	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 共創推進部 福島再生支援課 研究統括
田中 敦	学校法人東京理科大学 環境安全センター 副センター長
新田 濟	公益財団法人日本分析センター 放射能分析事業部 技術主幹
金本 真也	茨城県保健医療部ひたちなか保健所長
草野 謙三	茨城県農林水産部農業総合センター農業研究所長
小曾戸 誠	茨城県農林水産部水産試験場長
松本 俊一	茨城県防災・危機管理部環境放射線監視センター長
山口 雅樹	茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課長

(※任期 令和8年(2026年)3月11日まで)